

	<h2>徹底した外出自粛要請に伴い施設を閉鎖</h2> <p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を一部変更</p>
と き	4月8日（水）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>内閣総理大臣は4月7日、東京都を含む7都府県を対象に、4月8日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発令した。</p> <p>これを受け都知事は同日、徹底した外出自粛要請等を内容とする緊急事態措置を発表した。そこで区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、これまでの方針を一部変更した。主な変更点は、以下の3点である。</p> <ul style="list-style-type: none">①区民に向けて、爆発的な感染拡大を防ぐため、人と人との接触を7～8割減らすこと・自宅で過ごすことを呼びかけ②子育ての広場、敬老館、集会施設などについては、4月11日から5月6日まで休館③保育所等保育施設や学童クラブについては、登園の自粛を強く願います	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和2年4月8日付け）

別添のとおり

【区民の皆様へのお願い】（練馬区方針より抜粋）

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 保護者の皆様には、保育所等保育施設や学童クラブなどの登園（室）の自粛を強く願います。

【防災行政無線を活用した呼びかけ】

防災行政無線を活用し、外出を自粛するよう放送する。（9日から、毎日午後5時30分）

あわせて、放送内容を区公式ホームページ、区公式ツイッター、区公式フェイスブック、ねりま情報メールで8日に発信する。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 庶務係

電話03-5984-2762